

双葉町告示第15号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項本文の規定により縦覧に供する令和8年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿に係る縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和8年4月1日

双葉町長 伊澤 史朗

- 1 縦覧の場所 双葉町役場 戸籍税務課
(福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4)
- 2 縦覧の期間 令和8年4月1日から 令和8年6月1日まで
午前8時30分から午後5時15分まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条各項に規定する休日を除く)